



本田小学校PTA細則



第1章 本田小学校PTA会則との関係

第1条 本田小学校PTA会則（以下会則という）第22章第56条の規定により、本会の運営をより充実しより明確かつ円滑に実施するためこの本田小学校PTA細則（以下細則という）を定める。

第2章 役員及び専門委員長、専門副委員長の選任

第2条 会長、副会長（4名のうち1名）は、全地域の会員を対象として指名委員会より指名され、委員総会において承認を受ける。

第3条 前条を除く他役員であって、教職員でない者については、上本田、下本田、東・西只越、本田団地、緑町の5地域から各1名指名委員会より指名され、委員総会において承認を受ける。尚地域の詳細については、細則第7章第29条第2項に準ずる。ただし、5地域から各1名の指名がやむをえず困難な場合は、全地域の会員を対象とする。

第4条 校外生活指導委員長は、指名委員会より指名され、委員総会において承認を受ける。文化研修委員長と福祉広報委員長については、学年委員総会において各委員会内で互選し、承認を受ける。また、パワーサポーターズ委員長においては第1回パワーサポーターズ内で互選し、承認を受ける。

第5条 各専門副委員長は、各委員会の中で互選する。

第3章 役員の任務

第6条 副会長及び会計、書記の中で、瑞穂市PTA連合会（以下市P連という）の出向委員として、子育て委員1名、広報委員1名、校外生活指導委員1名を選出し、市P連の委員会に出席する。

第7条 市P連出向委員の選出は、当該年度の会長指名による。

第8条 役員は専門委員会の顧問になり、委員会において必要な助言を行う。

第9条 役員は必要に応じ役員会を開催し、次に示す事項について協議及び審議する。

1. 本会の運営に関する必要な事項
2. 実行委員会に諮るべき事項
3. 学校等からの協議事項
4. 他関係諸団体からの協議事項
5. その他役員が必要と認めた事項

第4章 専門委員長、専門副委員長の任務

第10条 専門委員長は、委員会を必要に応じて開催し、その事業目的を達成するため、研究、審議、運営にあたる。

第11条 専門委員長は、担当事業の計画や決定事項及び事業報告について実行委員会に提出し、その承認を受ける。

第12条 専門委員長は、担当事業の具体化とそれに伴う予算配分を十分に検討し、事業の進行状況を正確に把握し、実行委員会に報告する。

第13条 専門副委員長は、専門委員長を補佐し、事業目的の達成に努める。

第5章 役員 専門委員長の指名

第14条 役員、専門委員長の指名にあつては、別に免除規定を設けるものとする。

第6章 実行委員会

第15条 実行委員会の種類は、定期実行委員会と臨時実行委員会がある。

第16条 実行委員会は毎月1回開催する。但し、夏期休暇中の8月は除くものとする。

第17条 臨時実行委員会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 実行委員会構成員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により、開催の請求があった場合。
3. 会則第11章第18条により、会計監査委員から請求があった場合。

第18条 実行委員会は、前条第3項を除き会長が招集する。また、前条第2項の場合は、請求があった日から、2週間以内に招集しなければならない。

第19条 実行委員会の議長は、会長もしくは会長の指名した者があたる。但し、細則第6章第17条第3項による開催の場合は、実行委員会出席委員の中から互選する。

第20条 実行委員会は、実行委員会構成員の2分の1の出席をもって成立する。

第21条 実行委員会に、やむを得ない理由により出席できない構成員は、委任状を提出することにより、他の構成員を代理として表決を委任することができる。また、この場合前条について出席とみなす。

第22条 実行委員会の議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第23条 実行委員会の招集にあつては、会議の目的、その内容、開催日時、場所を明記した書面により構成員に対し、開催1週間前までに通知しなければならない。

第7章 専門委員会

第24条 専門委員会とは以下の委員会を言う。また必要に応じて別途委員会名を設け、実行委員会を経て委員総会の承認を得ることで委員会を置くことができる。

1. 校外生活指導委員会
2. 文化研修委員会
3. 福祉広報委員会
4. パワーサポーターズ

第25条 専門委員会委員の選出は次の通りとする。

1. 校外生活指導委員の選出については、細則第7章第29条第2項に示す各地区より委員を選出する。
2. 文化研修委員会・福祉広報委員会の各委員の選出は、会則第13章第26条、第27条及び第28条により、6名の学年委員を選出し、学年委員総会において委員会配属を決定する。
3. パワーサポーターズの選出は、各学年毎に3名選出する。
4. 各委員の選出免除に関しては別に規定する。

第26条 細則第7章第24条の必要に応じて設けられた委員会の委員選出は、実行委員会を経て、委員総会の承認を得決定される。

第27条 専門委員会委員の任期は、1子に対し4月1日より翌年3月31日の1年とする。但し校外生活指導委員会委員に対しては再選を妨げない。

第28条 専門委員会委員は、前年度末までに選出する。但し、校外生活指導委員会を除く。新1年生に対しては、選出をしない。

第29条 校外生活指導委員会の定数及び任務は次の通り。

1. 校外生活指導委員会の定数を30名以内とし必要に応じて委員数を見直すものとする。
2. 校外生活指導委員会の地域割りは以下の通り。
 - ① 上本田地域 : 向島・松原・小橋・西町・仲町・東町・畑中
 - ② 下本田地域 : 大門・仲西1・仲西2・仲西3・仲東・仁井
 - ③ 只越地域 : 東只越1・東只越2・西只越1・西只越
 - ④ 緑町地域 : 緑町
 - ⑤ 団地地域 : 団地北・団地南

3. 校外生活指導委員会の任務は次の通り。

- ① 子どもの健全育成のために非行防止・交通安全・不審者等対応などについて活動するとともに、保護者、学校及び地域の連携を密にし、地域活動を行う。
- ② 副委員長を互選する。
- ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第30条 文化研修委員会の定数及び任務は次の通り。

1. 文化研修委員会の定数は、学年の数に対応し、1学年ごとに3名とする。
2. 文化研修委員会の任務は次の通り。
 - ① 学級の子どもの健全育成を願い、文化活動、研修活動を通じて会員の資質の向上に努める。
 - ② 委員長、副委員長を互選する。
 - ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第31条 福祉広報委員会の定数及び任務は次の通り。

1. 福祉広報委員会の定数は、学年の数に対応し、1学年ごとに3名とする。
2. 福祉広報委員会の任務は次の通り。
 - ① 健全な子どもの育成のため、よりよい環境作りに努めるとともに、広報活動を行う。
 - ② 委員長、副委員長を互選する。
 - ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第32条 **【削除】**

第33条 パワーサポーターズの定数及び任務は次の通り。

1. パワーサポーターズの定数は、学年の数に対応し、1学年ごとに3名とする。
2. パワーサポーターズの任務は次の通り。
 - ① 父母の資質の向上を図り、健全な子どもの育成に努める。
 - ② 委員長、副委員長を互選する。
 - ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第8章 指名委員会

第34条 会則第18章第49条第3項第1号にある別に定める地区の校外生活指導委員とは、細則第7章第29条第2項にある校外生活指導委員の地区割りに順ずるものとし、5つの地域から各1名選出する。

第35条 指名委員会に委員長及び副委員長を置く。

第36条 指名委員の任期は、第1回指名委員会が開催されてから、翌年度の指名委員が選任されるまでとする。但し、会員でなくなる場合は自動的に解任されるものとする。

第 37 条 年度途中で役員または専門委員長の欠員が生じた場合、実行委員会からの要請を受けて、在籍する指名委員が補欠の役員、または専門委員長を指名し、臨時委員総会で承認を受ける。

第 9 章 学年委員会

第 38 条 学年委員の定数及び任務は次の通り。

1. 学年委員会の定数は、会則第 13 章第 26 条及び細則第 7 章第 25 条第 2 項によるものとする。
2. 学年委員会の任務は以下の通り。
 - ① 専門委員会に配属され、専門委員長と副委員長を互選により選任する。
 - ② 学校行事に協力する。

第 10 章 会計監査委員

第 39 条 会計監査委員は、前年度の専門委員長で在籍する者から会長が指名することとする。但し該当者がいない場合は、専門委員長経験者の中から指名することとする。

第 11 章 表彰

第 40 条 本会の目的達成のため研鑽、努力され本会発展に寄与された会員、または善行を行った児童などに、別に表彰規定を設け表彰することができるものとする。

第 12 章 弔慰

第 41 条 会員、本校児童及び学校関係者に凶事があった場合、別に弔慰規定を設け弔慰を表すものとする。

第 13 章 諸費用の補助

第 42 条 市・県等の P T A 関係行事及び各種研修に対し交通費の一部を補助することができる。

第 14 章 書類の保管

第 43 条 会則、細則、各規定及び議事録を事務局に備えておかなければならない。

第 44 条 総会、委員総会、及び実行委員会の議事については、その内容を記載した議事録を作成し保管しなければならない。

第 45 条 前条議事録の記載内容は次の通り。

1. 会議の日時、場所
2. 会議の構成員の総数と出席者の数
3. 決議事項
4. 議事の経過の概要とその結果
5. 議事録作成人署名

第46条 会計担当役員は、会則第8章第9条第4項、及び第15章第42条第1項、第16章第46条第1項の決算資料を作成するため、次の帳簿書類を作成し管理保管しなければならない。

1. 現金出納簿
2. 仕訳元帳
3. その他証憑書類等

第47条 本会の業務に関連する次に掲げる書類を所定の期間まで保管管理しなければならない。

1. 会則、細則、各規定
2. 広報紙、記念誌
3. 毎年度の事業計画、予算書、事業計画、決算書
4. 総会、委員総会、及び実行委員会の議事録
5. 会計に関する帳簿類
6. 委員会報告書
7. その他実行委員会が必要と認めた書類

第48条 前条に規定した書類の保存期間は7年間とする。

第15章 規定の変更

第49条 本細則は、実行委員会を経て、委員総会において改正することができる。

第16章 雑則

第50条 本会の運営上必要な事項は、実行委員会の決議を経て別に規定を定める。

第17章 附則

第51条 本細則は平成17年4月26日より施行する。

追記 平成18年4月28日一部改正。本細則は平成19年4月1日より施行する。

追記 平成27年4月28日一部改正。本細則は平成27年4月28日より施行する。

追記 平成31年4月26日一部改正。本細則は平成31年4月26日より施行する。

追記 令和4年6月より「父親委員」を「パワーサポーターズ」に名称変更。

追記 令和6年4月26日一部改正。本細則は令和6年12月1日より施行する。

追記 令和6年11月18日一部改正。本細則は令和6年12月1日より施行する。